

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（令和4年4月1日現在）

(1) 敷地境界における規制基準

① 特定悪臭物質濃度（法第4条第1項第1号の規制基準）

特定悪臭物質の種類	鹿屋市 南さつま市 枕崎市 志布志市 阿久根市 奄美市 指宿市 南九州市 西之表市 伊佐市 垂水市 始良市 曾於市 屋久島町 いちき串木野市 瀬戸内町 知名町		薩摩川内市			湧水町 錦江町 中種子町 和泊町		長島町 大崎町 東串良町 肝付町 南種子町 龍郷町 徳之島町	
	A 地域	B 地域	A 地域	B 1 地域	B 2 地域	A 地域	B 地域		
	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm		
アンモニア	1	2	1	2	2	1	2		
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004		
硫化水素	0.02	0.06	0.02	0.02	0.06	0.02	0.06		
硫化メチル	0.01	0.05	0.01	0.01	0.05	0.01	0.05		
二硫化メチル	0.009	0.03	0.009	0.009	0.03	0.009	0.03		
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.005	0.02	0.02	0.005	0.02		
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.1	0.05	0.1		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.1	0.05	0.1		
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.009	0.03	0.03	0.009	0.03		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.02	0.07	0.07	0.02	0.07		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.009	0.02	0.02	0.009	0.02		
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.003	0.006	0.006	0.003	0.006		
イソブタノール	0.9	4	0.9	4	4	0.9	4		
酢酸エチル	3	7	3	7	7	3	7		
メチルイソブチルケトン	1	3	1	3	3	1	3		
トルエン	10	30	10	30	30	10	30		
スチレン	0.4	0.8	0.4	0.8	0.8	0.4	0.8		
キシレン	1	2	1	2	2	1	2		
プロピオン酸	0.03	0.07	0.03	0.07	0.07	0.03	0.07		
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.0009	0.002	0.002	0.0009	0.002		
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.001	0.004	0.004	0.001	0.004		

注) A地域：都市計画法に基づく用途地域や、特に優れた住環境の保全を図る地域

B地域：A地域以外で、生活環境の保全を図る地域

② 臭気指数（法第4条第2項第1号の規制基準）

区 分	鹿児島市			日置市，出水市，霧島市 さつま町	
	A 地域	B 地域	C 地域	A 地域	B 地域
臭気指数	12	15	18	12	15

**(2) 排出口における規制基準**

① 特定悪臭物質濃度（法第4条第1項第2号の規制基準）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン，硫化メチル，二硫化メチル，アセトアルデヒド，スチレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとにアに掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量

② 臭気指数（法第4条第2項第1号の規制基準）

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

**(3) 排出水中における規制基準**

① 特定悪臭物質濃度（法第4条第1項第3号の規制基準）

特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	鹿屋市	南さつま市	薩摩川内市		湧水町	長島町
		枕崎市	志布志市	A 地域	B 地域	錦江町	大崎町
		阿久根市	奄美市	A 地域	B 2 地域	中種子町	東串良町
		指宿市	南九州市	B 1 地域		和泊町	肝付町
		西之表市	伊佐市				南種子町
		垂水市	始良市				龍郷町
		曾於市	屋久島町				徳之島町
		いちき串木野市	瀬戸内町				
			知名町				
メチルメルカプタン	$m^3/s$ $Q \leq 0.001$	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.03	0.06	0.03	0.06	0.03	0.06
	$0.1 < Q$	0.007	0.01	0.007	0.01	0.007	0.01
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3
	$0.1 < Q$	0.02	0.07	0.02	0.07	0.02	0.07
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.005	0.02	0.005	0.02	0.005	0.02
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.3	2	0.3	2	0.3	2
	$0.1 < Q$	0.07	0.3	0.07	0.3	0.07	0.3
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.01	0.07	0.01	0.07	0.01	0.07
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.6	2	0.6	2	0.6	2
	$0.1 < Q$	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4
		0.03	0.09	0.03	0.09	0.03	0.09

注) Qは工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m<sup>3</sup>/s) を表す。

② 臭気指数（法第4条第2項第1号の規制基準）

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

※ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の施行により，平成24年4月1日から市の区域に係る地域については，市長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととなった。

※ 県の権限移譲プログラムに基づき，平成26年4月1日から，大崎町の区域に係る地域については大崎町長が，令和3年4月1日から，さつま町の区域に係る地域についてはさつま

町長が、規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととなった。